

佐賀県訓令甲第二号

本 庁

現地機関

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月二十五日

佐賀県知事 古 川 康

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令

(保健福祉事務所処務規程の一部改正)

第一条 保健福祉事務所処務規程(平成十八年佐賀県訓令甲第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 職員の時間外勤務代休時間の指定に関する事。

(佐賀県衛生薬業センター処務規程の一部改正)

第二条 佐賀県衛生薬業センター処務規程(昭和三十七年佐賀県訓令甲第十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 職員の時間外勤務代休時間の指定に関する事。

(佐賀県立虹の松原学園処務規程の一部改正)

第三条 佐賀県立虹の松原学園処務規程(昭和三十二年佐賀県訓令甲第二十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 職員の時間外勤務代休時間の指定に関する事。

(佐賀県窯業技術センター処務規程の一部改正)

第四条 佐賀県窯業技術センター処務規程(昭和三十年佐賀県訓令甲第三十二号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 職員の時間外勤務代休時間の指定に関する事。

(佐賀県林業試験場処務規程の一部改正)

第五条 佐賀県林業試験場処務規程(昭和五十年佐賀県訓令甲第五号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中第九号を第十号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 職員の時間外勤務代休時間の指定に関する事。

(佐賀県土木事務所処務規程の一部改正)

第六条 佐賀県土木事務所処務規程(昭和二十九年佐賀県訓令甲第十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第三号の三を第三号の四とし、第三号の二の次に次の一号を加える。

三の三 職員の時間外勤務代休時間の指定に関する事。

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。